| 原議保存期間 | 3年（令和6年3月31日まで） |
| --- | --- |
| 有効期間 | 一種（令和6年3月31日まで） |

警視庁交通部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
各管区警察局広域調整担当部長
（参考送付先）
警察大学校交通教養部長
科学警察研究所交通科学部長
殿

警察庁丁運発第223号
令和2年12月16日
警察庁交通局運転免許課長

更新時講習実施方法の拡充について（通達）

更新時講習実施方法の拡充については、「更新時講習実施方法の拡充について（通達）」（令和２年４月９日付け警察庁丁運発第63号。以下「旧通達」という。）において指示しているところであるが、引き続き、新型コロナウイルス感染症への罹患等を理由とした更新時講習の講師の不足が懸念されることを踏まえ、当分の間、下記の代替方法等による更新時講習の実施を認めることとするので、対応に遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

１　具体的方法

○　ＶＴＲ放映等、視聴覚教材を可能な限り用いた講義を行うこと。

○　視聴覚教材として、更新時講習において恒常的に講義を担当し、十分な教育能力を有する講師（以下「更新時講習指導員」という。）が講義を行っている状況についてビデオ撮影した録画映像等を用意すること。

○　更新時講習指導員の代替指導員（以下「代替要員」という。）を早期育成し、以下の業務に従事させること。また必要に応じ、補助員を別途配置すること。

・　一般運転者講習、違反運転者講習及び初回更新者講習で行われている運転適性検査用紙等を用いた運転適性についての診断及び指導

・　違反運転者講習及び初回更新者講習で行われている自動車等の運転について必要な知識に関する討議及び指導（討議については、受講者同士が討議する方式に替えて、代替要員と受講者との対話型とするなど、実施方法の見直しに努めること）

・　初回更新者講習で行われている自動車等の運転に関する基礎的な知識に習熟させるための演習

・　その他、受講者の受講態度等の適切な監視、各種質疑等への対応及び視聴覚機材の操作等

2　留意事項

○　代替要員の早期育成に関しては、事前に十分な教養を行い、講習に関する知識・技術の習得を図るなど、上記の代替方法等による更新時講習の質の確保に努めること。

○　更新時講習の実施に当たっては、「運転免許行政における今後の新型コロナウイルス感染症対策について（通達）」（令和２年12月７日付け警察庁丁運発第212号ほか）等に基づき、３つの密（密集・密閉・密接）を避けるべく、少人数での講習、適切な換気、座席間隔の確保を図るなど、感染防止対策を徹底すること。

3　その他

本通達に基づく代替的な更新時講習の実施期間は当分の間とし、終了時期については別途指示する。